

連続講座「憲法を学ぶ会」第三回開催報告

成城・祖師谷九条の会

2015.6.15

■開催の概要

日時 2015年6月13日（土）13:30 – 16:20

場所 成城ホール4E集会室

講師 慈恵会医科大学教授 小沢隆一先生

参加者 42名

配布資料

- 1 「はじめて学ぶ日本国憲法」（小沢隆一著）第5章
- 2 「安保関連法案に反対し、そのすみやかな廃案を求める憲法研究者の声明」
- 3 新たな日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）全文

■概要

【1】はじめに

本題に入る前に、前回学習会以降の安保関連法案をめぐる動きについて、小沢先生からお話があった。

(1) 戦争法案に反対する憲法研究者声明（配布資料 2）

同声明は小沢先生をはじめとする 38 名が呼びかけたものであり、6 月 12 日現在 225 名の憲法研究者が賛同している。

(2) 砂川事件の解釈

自民党の高村正彦副総裁が集団的自衛権の行使容認の根拠として持ち出した砂川事件判決は、個別自衛権を前提としたものであり、集団的自衛権について何ら判断していない。

(3) 山崎拓氏ら 4 名の安全保障関連法案に反対表明会見

かつて閣僚や党の要職を務めた、山崎拓・亀井静香・武村正義・藤井裕久の各氏が、安全保障関連法案に反対表明会見を行った。

【2】小沢先生の講演前半 - 配布資料 1「憲法9条の解釈と9条をめぐる政治の変遷」
憲法九条をどう読み解釈するかの要点が説明された。

(1) 九条の解釈

九条1項は、解釈上の問題はほとんどない。

2項は、「国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」をどう解釈するかによって、4つの類型に分類される。

- A. 1項全面放棄・2項全面禁止説
- B. 1項部分放棄・2項全面禁止説
- C. 1項部分放棄・2項限定禁止説
- D. 1項部分放棄・2項「戦力」禁止・「自衛力」容認説

(2) 次に日米安保条約の各段階に沿って、九条をめぐる政治の展開をお話しされた。

旧安保条約（1951～1959年）

片務的従属的性格であり、この時期の政府見解は「自衛隊合憲 & 集団的自衛権を違憲」であった。

現行安保条約（1960年～）

個別的自衛権を基調とする。

砂川事件第一審判決は米軍駐留を違憲とした。最高裁判決は、安保条約の違憲性に何ら言及せず、傍論部分で自衛権に触れている。これを、集団的自衛権の論拠として利用している（【1】の(2)）。

連続講座「憲法を学ぶ会」第三回開催報告

成城・祖師谷九条の会

2015.6.15

【3】小沢先生の講演後半

安保法案の国会審議をはじめとする、現在生じている問題との関連で、小沢先生からの問題提起と参加者の意見にもとづいて討議した。以下は主な論点。

- 九条1項の前半
 - 「国権の発動たる戦争…」一戦線布告する戦争を指す
 - 「武力による威嚇又は武力の行使…」一戦線布告しない戦争を指す
- 世界で唯一の平和条項を有する憲法
 - 侵略戦争をしないことを憲法で規定している国は他にもある
 - 九条があることで、緊急事態法がない
- 憲法九十九条 [参加者の意見]
 - 「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」
 - 国民の義務も規定すべきでは
- 憲法の解釈 [参加者の意見]
 - 憲法は、解釈によるまぎれの余地がない明快な記述であることが理想的
- 英マグナ・カルタは憲法の起源／先駆と捉えてよいか [参加者の意見]
 - 1215年成立
 - 租税徴収や不当逮捕に際して議会の承認が必要であった
- 配布資料3「日米防衛協力のための指針」
 - 初版 1978年
 - 2版 1997年
 - 3版 2015年4月27日
 - 今回の「戦争立法」は、3版をベースとして法案化したものである

以上